

## 令和5年度第1回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要

開催日時 開催場所	令和5年8月24日(木) 午前10時から 新宿区役所本庁舎4階 401会議室(入札室)
出席委員	六田文秀 会長 石川光子 副会長 西郷直紀 委員 八木信男 委員 角谷美樹 委員 ※小澤重人 委員は欠席
次第	1 開会 2 部長挨拶 3 議事 (1) 令和6年度労働報酬下限額について (2) 新宿区公契約条例に関するアンケートの実施状況について 4 その他 5 閉会
議事	<p>(契約管財課長) 定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、大変お暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は本日の事務局を務めさせていただきます、総務部契約管財課長の井上でございます。本日は令和5年度初めての労働報酬等審議会でございます。議事に入るまでの間、事務局の進行で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。恐縮ですが、座って進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>今日では、これまでの新型コロナウイルス感染症に加えまして、長引く円安や物価高、ウクライナ情勢の長期化など社会経済情勢の不透明な状態が続いているところでございます。区民生活や地域経済活動は大きな影響を受けております。このような状況の中で、令和6年度の労働報酬下限額をご審議いただくことが非常に重要なこととなりますので、委員の皆様方におかれましては、今年度も何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>お手元に本日の次第をはじめ、資料を配布しております。なお、配布資料の確認につきましては、後程改めて行わせていただきます。</p> <p>次に事務局から委員の皆様を紹介をさせていただきたいと思っております。まず六田会長でございます。</p> <p>(六田会長) 会長を務めさせていただいております。六田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(契約管財課長) 石川副会長でございます。</p> <p>(石川副会長) 副会長を務めさせていただきます石川と申します。よろしくお願いいたします。</p>

(契約管財課長) 西郷委員でございます。東京商工会議所新宿支部事務局長森委員が異動されましたので、後任の西郷様がお引き受けいただけることになりました。よろしくお願いいたします。

(西郷委員) 西郷でございます。よろしくお願いいたします。

(契約管財課長) 八木委員でございます。

(八木委員) 連合東京新宿地区協議会で議長を務めさせていただいております、八木でございます。よろしくお願いいたします。

(契約管財課長) 角谷委員でございます。

(角谷委員) 全建総連を代表して審議会委員を務めさせていただいております東京土建の角谷美樹と申します。よろしくお願いいたします。

(契約管財課長) なお、小澤委員におかれましては本日都合によりご欠席されております。審議会の委員数は新宿区公契約条例施行規則第6条によりまして、学識経験を有する者2人以内、事業者2人以内、労働者2人以内をもって組織することになっております。委員のみなさま引き続きどうぞよろしくお願いいたします。次に私ども区の職員を紹介させていただきます。まず、山田総務部長でございます。

(総務部長) 総務部長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(契約管財課長) 渡邊契約係長でございます。

(契約係長) 渡邊です。よろしくお願いいたします。

(契約管財課長) 勝又契約係主査でございます。

(勝又主査) 勝又です。よろしくお願いいたします。

(契約管財課長) 山契約係担当でございます。

(山主任) 山と申します。よろしくお願いいたします。

(契約管財課長) 齊藤行政管理課行政管理主査でございます。

(齊藤主査) 行政管理課の齊藤です。よろしくお願いいたします。

(契約管財課長) 最後になりましたが、私、契約管財課長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして総務部長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(総務部長) 改めまして、総務部長の山田でございます。令和5年度の新宿区労働報酬等審議会の開催にあたりまして、ご挨拶をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、日頃からのさまざまな場面で区政の運営にご協力いただけますこと、改めてお礼申し上げます。どうもありがとうございます。また、ご多忙にもかかわらず、審議会委員としてご尽力をいただけますことを重ねてお礼申し上げます。この審議会は区が契約する工事請負契約、業務委託契約及び指定管理の協定に対して、各業務に従事する労働者に支払われる労働報酬の下限額等についてご審議をお願いすることとなっております。区としては、公契約の労働報酬の下限額を定めることにあたって、異なる立場の委員の皆様が議論していただくことはとても大切な機会であると考えております。委員の皆様におかれまして

は、社会経済情勢や新宿区、他の自治体等のそれぞれの状況を考慮しながら、今年度も十分なご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上開催にあたりまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうぞ今年度もよろしく願いたします。

(契約管財課長) ありがとうございます。それでは、審議会の開会に移らせていただきます。開会にあたりまして、定足数を確認させていただきます。会議の成立には、委員6名の過半数4名以上の出席を必要と致します。本日、小澤委員が欠席されていらっしゃるようですので、5名の委員にご出席いただいておりますので、新宿区公契約条例施行規則第8条の規定に基づきまして、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の配布資料を確認させていただきます。次第を1枚おめくりいただきますと、まず資料1としまして「新宿区労働報酬等審議会委員名簿」がでございます。

次に「資料2 令和5年度労働報酬下限額について(答申)」、本年1月10日付の答申でございます。

続きまして、「資料3 令和6年度労働報酬下限額について」、3枚でございます。

その次、「資料4 新宿区公契約条例に関するアンケートの実施状況について」、1枚ものになってございます。以上となります。

不足の資料ございませんでしょうか。もし不足の資料がございましたら申し出ていただきたいと思います。それと併せまして別紙という形で、A4横使いのカラー刷りのもの。それと今年度を実施しております、公契約条例に関するアンケートということで、A4縦使い3枚ほどを資料2-①、②という形でお付けしておりますので、ご確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それではこれからの進行は六田会長にお願いしたいと思います。六田会長よろしく願いたします。

(六田会長) これから令和6年度労働報酬下限額について、そしてアンケートについて、議題に従った形で進めさせていただくことにいたします。

議題として書いてございます案件に従った意見交換を、どうぞ忌憚なく各委員にお述べいただきまして、令和6年度の下限額、また実効あるアンケート等について意見交換ないし、審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いたします。

事務局から去年の答申についての資料もございますし、この社会情勢の中でどのように新宿区公契約に基づく下限額を出すべきか、審議会として答申をする必要がございます。予定とすれば後2回の審議を控えて、本日を入れて3回ということで、審議の内容も充実させていきたいと思っておりますので、どうぞご自由にそれぞれお立場からお述べいただきたいと思います。よろしく願いたします。

(契約管財課長)では、事務局から配布資料についてご説明させていただきます。「資料3 令和6年度労働報酬下限額について」、こちらのA4縦使い3枚ものの資料をご覧いただきたいと思います。

まず一番目の工事請負契約でございます。「(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方」ということで新宿区公契約条例の根拠条文を記載しているところでございます。(2)につきましては令和5年度における労働報酬下限額を記載しております。この令和5年度の労働報酬下限額につきましては、本年1月10日の答申の段階では、令和4年3月から適用される公共工事設計労務単価からの9割という形で告示しましたが、本年2月14日に令和5年3月から適用される公共工事設計労務単価が国土交通省から公表されておりますので、それに基づいた金額を記載してございます。

恐れ入りますが、裏面をお願いいたします。【参考1】というところがございますが、新宿区では平成22年度から要綱に基づく労働報酬下限額というものを定めているところございまして、公共工事請負契約における公共工事設計労務単価に対する割合をそれぞれ年度ごとに記載しているところがございます。22から26年度が100分の80ということで80%、27年度が85%、28年度以降につきましては90%、このような数字を乗じて得た額としているところがございます。【参考2】でございますが、公共工事設計労務単価に対する契約業者(2000万円以上)になりますが、労務単価の割合を記載してございます。令和4年4月から令和5年3月まででございます。公共工事設計労務単価に対する105%以上の契約件数が20件で24.7%、100から105%未満が14件で17.3%、95から100%未満が17件で21.0%、90%から95%未満が30件で37.0%という形になってございます。

続きまして【参考3】でございます。「令和5年度の都内公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況」でございます。左から千代田区から一番右端の江戸川区まで記載の割合を乗じて得た額を労働報酬下限額として設定しているところがございます。条例制定自治体の中では世田谷区が85%で、それ以外の区につきましては90%というような状況になっているところがございます。

また、【参考4】でございますが、「令和5年度の都内公契約条例制定他自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の状況」についてでございます。新宿区における労働報酬下限額は一日当たり11,760円、一時間当たり1,470円に相当するところがございます。その下の表が他の自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の金額を記載しておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。続きまして3ページ、「業務委託契約・指定管理協定」をご覧いただきたいと思います。まず、(1)に新宿区公契約条例の根拠条文を記載しております。公契約条例第8条第1項第2号の規定に基づきますと、区長は次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して労働報酬

下限額を定めるものとするという規定になってございまして、業務委託契約・指定管理協定の労働報酬下限額を設定するにあたっては、当該各号に定める額とその他の事情両方を勘案して定めるという規定になってございます。どちらか一方を基準とするものではございません。

(2) でございます。参考資料といたしまして、「要綱又は条例に基づく最低賃金水準額の推移」を記載してございます。令和元年度が1,020円、令和2年度が1,050円、令和3年度が据え置きで1,050円、令和4年度が30円アップの1,080円、令和5年度が122円の引き上げで1,202円という状況となっております。その下の表が郊外施設でございまして、中強羅区民保養所、区民健康村、女神湖高原学園の令和5年度労働報酬下限額を記載しているところでございます。令和5年度から各地域における最低賃金の2年分を上乗せした金額という形で、令和5年度は設定しているところでございます。令和4年10月から適用される最低賃金の2年分を上乗せしているというところでございます。

裏面をお願いします。【参考2】は「最低賃金額の推移」でございます。東京都における地域別最低賃金でございます。これは各年10月に変更しているところでございまして、令和元年10月から1,013円、令和2年10月から1,013円、令和3年10月から1,041円、令和4年10月から1,072円でございます。

【参考3】でございますが、先月の28日に開催されました、中央最低賃金審議会におきまして、「令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安」について答申が取りまとめられたところでございます。答申のポイントにつきましては、記載のとおりでございますが、各地域を今までA、B、C、Dという4ランクに分けていたところを、令和5年度からA、B、Cの3ランクに分けてございまして、Aランクの地域につきましては41円、Bランクにつきましては40円、Cランクにつきましては39円の引き上げという形で示されたところでございます。その下の(参考)として記載されてるのは、各Aランク、Bランク、Cランクの地域の名称を記載しているところでございます。仮に目安どおり各都道府県で引き上げを行った場合の全国の加重平均につきましては、1,002円となるところでございまして、この場合全国加重平均の上昇額が41円、昨年度31円でございますが、昭和53年度に目安制度が始まって以来、最高額となりまして、引上げ率は4.3%。ちなみに昨年度3.3%でございました。東京都におきましては3.82%の上昇になっているところでございます。

【参考4】でございますが、「令和5年人事院勧告の主な概要」について記載してございます。(1) でございます。まず特別給(期末手当・勤勉手当)につきましては、支給月数を0.10月引き上げる4.50月とするものでございます。

(2) でございますが、月例給でございます。民間給与との較差が-3,869円、-0.96%を埋めるため、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給につきましては11,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を12,000円引き上げるというものでございました。これを踏まえまして、若年層に重点を置き、俸

給表を引き上げる改定をするということが、人事院の勧告でございます。平均改定率につきましては、1級（係員）で5.2%、2級（主任等）で2.8%となっているところでございます。

5ページの方へお進みいただきたいと思っております。「都内公契約条例制定自治体の令和5年度労働報酬下限額の設定状況」につきましては、A4横使いカラー刷りの別紙1をご覧くださいと思います。青で着色してあるところが条例制定自治体でございます、上から見ていただきいただきますと、千代田区1,129円、新宿区1,202円、目黒区1,110円、世田谷区1,230円、渋谷区1,172円、中野区1,170円、杉並区1,138円、北区1,147円、足立区1,130円、江戸川区1,120円、このような状況になっておりまして、平均しますとその一番下に記載してありますとおり、1,155円。これが条例制定自治体における令和5年度の労働報酬下限額の平均額でございます。

続きまして、また資料の方にお戻りいただきまして、【参考6】でございます。「令和4年度委託契約における労働報酬下限額」でございます。

区の業務委託契約の発注に当たりましては市場価格等を調査致しまして、業務に必要な経費を積算しているところでございます。令和4年度契約案件の労働環境確認報告書を分析致しますと、労働報酬下限額の平均額は1,366円でございます。令和4年度委託契約における労働報酬下限額の一時間当たりの下限額ごとに件数それぞれと割合を記載しているところでございます。1,080円と一番低い額のところが60件で21%、1,081円以上1,100円以下は47件で16.4%、以下記載の通りでございます、件数が286件でございます、平均値はその一番右でございます1,366円となっているところでございます。

続きまして【参考7】でございます。「新宿区における入札状況（落札率）」を記載しているところでございます。まず入札全体で申し上げますと工事につきましては86.17%で136件でございます。委託83.25%で447件、物品87.44%で123件、区長契約のみにしますと、工事が86.86%で56件、委託につきましては86.18%で102件、物品につきましては90.42%で26件です。

さらに公契約条例対象のみの契約に限定しますと工事が86.86%で56件、委託が86.73%で82件、このような数字になってございます。それぞれ単価合計方式による入札を除いております。また、売却のための入札についても除いているところでございます。資料3の説明につきましては以上でございます。

（六田会長）本日の審議会においては、何か結論を出さなければならないというわけではございませんけれども、今事務局の方から、これまでの情報、それから現況等についての資料の判断についての参考としての提供がございましたので、これを踏まえて当審議会としてどのような答申をするかということが、今後結論を出さなければなりませんけれども、本日はどうぞ、この資料等についてご質問とか、あるいはご提言だとか、審議の時間にこれから入りますので、委員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

(八木委員) この間、人事院勧告が出まして、資料の4ページ、初任給を高卒は12,000円引上げるとなってくると、私もこのニュースをみて、計算して見たのですが、いわゆる行(二)の1-19、高卒の初任給は今まで144,000円くらい。今度166,600円になる。166,600円に国家公務員の場合は、地方公務員もそうなのですが、20%から6%くらいの地域手当が加算されますので、それにさらに地域手当33,000円いくら足していくと、高卒の初任給が19万9千くらいだったか600円だか300円くらいとなってくる。となってくると、とりあえず今年は去年、算定方式を行(二)の1-19の給与とみましたので、今回はそれが一応基準としては、そこからスタートという感じですね。

(契約管財課長) そこは条例の規定どおりでございます。行(二)の1-19、これがスタートになります。ただ、特別区からまだ全然出てませんので。

(八木委員) そうですね。都人勧もこれからですね。分かりました。そうなるくともう一つ気になっているのが、3ページ目の保養所なのですが、これが今回、綺麗に最低賃金割れしてしまいました。最低賃金の引き上げの二年分で作ってきたのですが、全然追いつかなくなってしまっ。その辺は今年はあと2年分、2年分と言っても、もう今回上げて負けてる分、食われてしまっ。ちょっとしかいけません。その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

(契約管財課長) この最低賃金が適用されるのが10月からになりますので、10月の時点では確におっしゃる通り、この郊外施設の最低賃金が当然下回ってくる扱いになりますので、その辺は事務局として検討課題という状況ということでございます。

(八木委員) 法令順守の線に沿ってというか。そうなるくともう1つ気になっておりますのは、この間、ずっと業種別の賃金の話をしてきたんですけど、先ほど、例えばこの委託契約最低賃金一覧の中野区の話を引き合いに出させていただきたいと思いますが、この間、中野区の資料を見させてもらったのですが、確かに令和5年度最低賃金は、中野区は条例制定自治体ですから、1,170円なのですけれども、やっぱり委託の業種によって1,170円ではなくて、1,204円だったり千何百円だったりとか違うのですよね。市場価格でどうしたって同じような業種も民間で作ってますので、事業者としては人を集める都合、時給上げざるを得ない部分もあるので。一応、我々の1,202円に下支えされたよと言うんだけど、やっぱりこれから加重を変えていかないとまた追いついていけないのかなというので、そろそろ真剣に検討しないと。あまり難しい話ではないので。前もこの場で議論しましたが、例えば地域のハローワークに出てる求人広告がいろいろありますよね。ああいうものでもだいたい業種の平均は分かれますので、あれを参考にしながら、今までよく言われていましたけれど、その区、自治体で特に人材難だとか、それから力入れなきゃいけない分野が公共サービスの事業ですとか、そういうところはしっかり最低、民間の需給ぐらいのレベルまで合わせてやっていかないとなかなか今は人が採れなくなってるのは、民間も自治体も一緒

ですから。区にとっては本当に早急に検討して行かないとまずいかなという気がしています。

(契約管財課長) よろしいでしょうか。回答してしまつて。

(六田会長) どうぞ。

(契約管財課長) 職種別につきましては、昨年の審議会でもご提案頂きました。どのような職種に設定するのか、今後検討してまいりましょうというところで、少し検討期間を設けた上でどうするかというところを決めましょうという形で昨年度の結論だったんです。

(六田会長) どうも、八木委員、ありがとうございました。忌憚のない皆様のご意見をいろいろお出しただいて、そしてさらにそれを次の審議に繋げていくと言うことが大事でございましょう。ご意見等々ございましたらおっしゃって頂けないでしょうか？はい、角谷委員。

(角谷委員) アンケートは後の方ということですか？

(六田会長) そうですね、アンケートは、角谷委員、次の議題で話していきましようね。他に何か。

(八木委員) 続きがあるのでしたらどうぞ。いいですよ、アンケートに行ってもいいですよ。

(六田会長) いいでしょうか。もしなでしたら事務局の方から何か補充してのご説明か、何かありますでしょうか。もしなければ、アンケートの第2の議題に入りますけれどもいいでしょうか。

(八木委員) また後程、アンケートもいろいろお聞きしたいことがあるので。

(六田会長) そうですか。じゃあ、第1の議題については、一応ここでクローズとして、第2の議題に入ってよろしゅうございますか。西郷委員もよろしいでしょうか。では今の、第1の、令和6年度の下限額については一応、今のところご意見伺ったということで、第2のアンケートのことについて入らせていただくことにいたしましょう。第2の議題について事務局にこれについてご説明お願いいたします。

(契約管財課長) ご説明させていただきます。資料4をご覧くださいと思います。A4縦使いの表裏のものでございます。それと併せまして、別紙2-①と②も併せてご覧くださいと思います。それでは、資料4に基づきまして、ご説明させていただきます。「新宿区公契約条例に関するアンケートの実施状況について」でございます。まずアンケートの実施概要でございますが、まず実施期間につきましては、令和5年7月20日から令和5年9月8日まで実施しているところでございます。続きましてアンケート対象者でございますが、令和5年度におきましては次のいずれかの業務を契約した事業者及びその事業者の労働者ということで「ア」といたしまして「予定価格2,000万円以上5,000万円未満の工事」、「イ」としまして「予定価格1,000万円以上2,000万円未満の委託」で、対象者数でございますが110事業者、労働者につきましては、1事業者あたり5名



ということで、550名というところでございます。内訳でございます。事業者につきましては、工事につきましては16者、委託につきましては94者ということで、110者ということで実施してございます。重複分につきましてはございません。労働者につきましては、1事業者につき5名を対象といたしまして、110者×5名ということで550名へのアンケートを実施しているところでございます。

(3)でございます。アンケートの実施方法及び調査票でございますが、まず①のAの事業者につきましては、区に登録のある事業者の住所宛に郵送致しまして同封いたしました返信用封筒を用いて回収を行っているところでございます。また、希望する場合につきましては、メールまたはファックスでも可としているところでございます。様式をQRコードからダウンロードできるようにしているところでございます。

続きまして労働者でございます。事業者にアンケートを郵送する際に、労働者向けのアンケート用紙も同封いたしまして、事業者から労働者に渡すように依頼したところでございます。アンケート回収にあたりましては、事業者を介さず直接契約管財課に届くよう返信用封筒も同封しているところでございます。また、事業者と同様にですね。希望する場合はメールまたはファックスでも可としているところでございます。様式につきましてはQRコードからダウンロードできるようにしているところでございます。

裏面ですが、現在のアンケート回収状況をご報告いたします。令和5年8月15日時点でございますが、全体では660件中35件ということで5.3%でございます。まだ8月でございますので、おそらく9月に入りましたら回収率も上がってくるものだと思います。昨年度は18.3%でしたので、それは必ず上回れるようにしたいと言うふうに考えているところでございます。

調査票につきましては、別紙2-①が事業者向け、②が労働者向けになってございます。まず別紙2-①でございますが、事業者向けのアンケートでございます。まず設問の問1でございますが、貴社が受注、また受託した公契約条例の適用案件を聞いております。問2につきましては、適用案件の受注者(受託者)は労働報酬下限額等の条例に定める事項を、業務に従事する労働者等へ周知しなければならないとされていますが、どのような方法で周知しましたかということで、周知方法を問として設定しております。問3が公契約条例に関して労働者等から相談や質問、苦情等がありましたかということで、苦情の申し出の状況を聞いているところでございます。問4でございますが、適用案件になったことにより、労働環境の整備に効果があったと思いますかということで、公契約条例が制定されて適用案件になったことにより、労働環境が良くなったかどうかを聞いているところでございます。裏面をお願いいたします。問5でございますが、適用案件があったことにより、労働者の労働意欲が向上したと思いますかということで、労働者の労働意欲の向上の有無について聞いているところでございます。問6は業務の質が向上したかどうかということをお事業者の方に聞いております。問

7につきましては、労働報酬下限額が定められておりますが、他の案件に比べ労働者に支払う金額が変わりましたかということで、下限設定されたことによって金額が変わったかどうかの設問を設けております。問8でございます。労働報酬下限額は妥当だと思いますかということで、工事につきましては、公共工事設計労務単価の90%、委託、設計等及び指定管理協定は1時間あたり1,202円、この金額が妥当かと思うかということをお聞きしております。

次のページをお願いいたします。問9でございます。適用案件になったことにより、契約締結時に「労働環境確認報告書」、業務完了の概ね1ヶ月前に「労働環境確認報告書について」を提出していただいておりますが、提出内容は十分だと思いますかということで、提出していただける書類についての設問を設けております。問10は自由意見欄となっております。

別紙2-②をお願いいたします。労働者向けでございます。まず問1でこの労働者が働いている業種をお聞きしております。

問2でございますが、公契約条例の適用案件では、区が定めた労働報酬下限額以上の報酬が保証されていますがこのことを知っていますかということで、条例の周知度をお聞きしております。

問3では問2で知っているとお答えの方へ、どのように知ったかというところをお聞きしております。

問4でございますが、この労働者に対してですね。あなたは区が定めた労働報酬下限額以上の報酬を受け取っていますかという設問を設けています。

問5でございます。現在の労働報酬下限額の基準は別紙2というものなのですが、今日は割愛させていただきます。金額を参考に算出して、労働報酬等審議会の意見を聞いた上で区長が定め、告示していますということで、この決定方法が適切かどうかという問いを設定しております。

裏面をお願いいたします。問6でございます。適用案件の労働者が受け取った賃金が労働報酬下限額を下回っている場合など、公契約条例に違反する事実があれば、新宿区、またあなたを雇用している会社、元請の会社のいずれにもその旨を申し出ることができますという、このことを知っていますかという設問でございます。

問7は知っているとお答えの方がどのように知ったかという設問でございます。

問8でございますが、適用案件となることで労働報酬下限額以上の報酬が保証されますが、このことは労働意欲の向上につながると思いますかということで、労働者の方にも意見を聞いております。

問9につきましては、公契約条例についての労働者からの自由意見欄となっております。

(六田会長) ありがとうございます。このアンケートの実施については、委員の皆様からいろいろご提言がありまして、それなりの現段階におけるこういうアンケートでどうだろうかということになっておるわけですが、事務局の

今のご説明を踏まえた上で、よりアンケートの実施、あるいは設問、その他、委員の皆様のご意見お伺いさせていただければと思っておりますので、どうぞ自由なご発言よろしくお願いたします。

(八木委員) すいません、八木ですけれど。

(六田会長) 八木委員、どうぞ。

(八木委員) アンケートなんですけど、アンケート以前の話でちょっと申し訳ないのですが、最近あった事例でいわゆるワーカーズコープ・センターの事案がありましたけど、最近ちょっとニュースで話題にはなってるんですけど、関係者の間では経過とか何かその辺はどのようになっているか。一応、委託の1つに関連する事案としてたぶん皆さんご存知かと思うんですけど。

(契約管財課長) 新宿区の契約管財課掲示板にも記載しておりますが、契約に違反する事実がありましたので、指名停止という措置を行っているところでございます。あくまで公契約条例とは別のところですよ。

(八木委員) 契約の条件と違うような運営が行われたという話でしたけど、たまたまその公契約の対象ではなかったと言っていましたけど、公契約もそうなんですけど、我々契約していく中で、このアンケートもそうなんですけど、確実に行われてるかを一つの点検として行うと思うんですけど。そうなってくると、角谷委員の方からよく出ていましたけれど、アンケートで現場の立ち合いでちょっと見に行くとか、そういうのを実際にやらないとダメなのかなと。角谷委員の方から前から建設関係では本当に9割出てますかみたいな発言がたまに出てましたけど、支払われているのか、あるいはどういう労働条件で本当に働いてるのかというのが重要だと思うので、今回のワーカーズコープは対象事業ではないんですけど。

(契約管財課長) 対象ですよ。

(八木委員) あ、対象ですか。

(契約管財課長) 公契約条例に違反して指名停止ではないということです。

(八木委員) そうですね。対象と聞いたように聞いていたので。なおさらその対象事業所で、今回のワーカーズはそれを今やってるんでしょうけど、例えば区内で牛込か何かで、大きい工事をやっているのでしたっけ。その工事現場に1回入って1個か2個ピンポイントで調査に入るとか、一応点検のために調査するとか、何かやらないと。意外と出てくるような気もするのですよね。そんな議論してやってるはたから、今年度じゃなくて多分前からそうだったのかなという危惧もあるんですけど、それを提案したいのですが。

(六田会長) いかがでしょうか。

(契約管財課長) アンケートにつきましては、以前より、角谷委員からもいろいろご指摘を受けまして。今回ですね、労働者につきましては、労働報酬下限額以上の報酬を受け取っているかという設問をしっかりと設けておりまして、まずこれを今回のアンケートで集計してみて、どのような結果が出るのか。それについて

はまたこの審議会に報告させていただきますので、その後どういうふうにするのかというところは、またご審議いただければと考えています。

(六田会長) 分かりました。何かありましたら、どうぞ。

(角谷委員) お話いただきましたので、そのまま私も。ワーカーズコープの16の事業の指定管理と業務委託が合わせて協定解除ということで、公契約の対象事業であるということで、下限額を全体的に下回っていたわけではないのですが、必要な人数配置がなされていないですとか、有資格者が必要なところ無資格者というのは、要するにその事業として必要な経費が足りていないからそうなったのではないかという懸念という意味においては、非常に深刻な心配をしているところではあるのですが。やはり今回ですね、この間、要望してですね、ご用意いただいたレジュメに入れていただいてありがとうございます。5ページのところで、「入札状況(落札率)」という資料を初めていただいたと思うのですね。この間ずっと要望してきたので応えていただいて、ありがとうございますというところなのですが。ちょっとですね、その委託にしても、工事にしても落札率が低いのではないかとということを非常に驚いて見ていまして。工事で言いますと他の自治体、まず9割を下回っているということは、結構その心配な案件として、日野市、もう今年、先に審議会も始まっていて、落札率も全部工事ごとに出ているのですが、99.何%、全件それぐらいという形であったり、ほか低い自治体、低いところでも90%台前半ということ。平均で、その公契約に限っても相当低くて。でも古川先生も90%切って85%とかになったら、もうまともな建物建たないというお話も前年度の学習会にもありまして、非常にここは心配をしております。資料のご提示、ありがとうございます。この落札率はいつの段階のということと、やっぱり推移も合わせて見ていく必要があるのかなと思っていまして、その具体的に詳しいものを順次、お出しいただければというのがありまして、そこでやはり実態把握の必要性からアンケートに取り組んでいただいてありがとうございますということなのですが。特に工事の方ですね、重層下請け構造の中で実際の労働者の実態を掴むのは非常に難しい。公契約対象の元請け事業者からの聞き取りだけですとなかなか掴めないということから、よりそのアンケートが重要なんですということで、委託の方と工事の方、アンケート項目を分けていただきたいという話をさせていただいていまして。そこについては具体的に昨年度の答申の付帯意見のところに、「工事と、委託・指定管理のそれぞれについて、業種の実情に合せて、アンケート内容の充実化を図る」と明文化していただいたものですから、分けていただけるものだと思っていたのですが。6月にメールでアンケートの案をいただいたところ、下限額を上回っているかどうかの1点の改善があったのですが、他はそのままというところがですね、ちょっと驚きを持って、それでも7月から実施されているということなので。これは審議会としての付帯意見で明文化された合意事項であるので、継続性ということを理由にそのままということですが、そこはやはり継続性を今後図る、

でも内容の必要性から工事と委託を分けたいということについては、合意していただいたものと認識をしております。ただですね、スケジュールを考えた時に10月とか、それ以降の第2回、第3回で中間報告とか結果報告をしていただくことを想定して、このスケジュールなのだということに理解しておりますので。そういうことであれば、もうちょっとそのアンケートの素案を作るのが先に、ということが。それはもう過ぎたことですから、次年度ですね。やはり工事と委託を分けて、実態、職種等にも、実情に合わせてということ、合意事項ですので、ここはやっぱり実態把握の重要性からして、再度そこは必要ですね。早めの時期にこの審議会をやりながらでもいいですので、やはり内容の方をもっと精度を上げていきたいということを考えています。足立区が最近ホームページでもアンケート結果を公開していますが、結構細かいところもありますし、その下限額を下回っているか上回っているかということだけではなくて、実情、実際具体的にどのぐらいの金額を受け取っているかという、いくらからいくらまでということでも具体化して、経験年数とかによったりすると思うのですが、より実情を掴んだ実態把握にきちんと乗り出すということについて取り組んでいるアンケートが、うまく機能していくようにしていただきたいなということ。この間ずっとお願いしている通り、やはり元請の事業者の方でもいいですし、現場に行かせていただくでもいいですし、そういったヒアリングとかも審議会として、日野市とか取り組んでいますし、現場訪問の方は課の皆さんと工事関係の審議委員等でアンケートの説明・依頼とかって世田谷区の方でやっていますので。ぜひですね、この落札率の低さもそうですし、実態の心配からもそのところご検討いただければと思います。

(六田会長) その点、いかがでございますでしょうか。

(契約管財課長) では、事務局でございます。まず最初の落札状況につきまして、これは令和4年度の実績でございます。アンケートにつきましては確かに角谷委員のご指摘の通りですね、1月10日の答申でその旨記載があったということは承知しているところでございますが、その前令和4年度にやはり5,000万円以上の工事と2,000万円以上の委託でアンケートやったものですから、それとの継続性というのはおっしゃった通りで、それと継続するような形の設問にさせて頂いておまして、ただ下限額以上をもらっているかどうかというところだけは、そのご指摘をいただきまして、修正させていただいたというところがございます。来年度以降のアンケートをじゃあどうするんだというところにつきましては、他区のアンケートの実態を見た上で、検討課題とさせて頂ければというふうに考えています。

(六田会長) よろしいでしょうか。

(角谷委員) さっき言った通り、事業者の層を交代したので、じゃあ次は形式を変えるチャンスと言うことでよろしいですかね。

(契約管財課長) そこを含めまして検討させていただければと思います。

(六田会長) その他、何かアンケートについての委員の皆様からの、はい。

(八木委員) 今の落札の話で気になったのが、令和5年度から労働報酬下限額をかなり上げたわけですが、私なりの理解で言うると、だんだん積算単価自体が見えてきて、人件費の構成も変わってくるので、今日は総務部長もいらっしゃいますけど、やっぱり予算的に上乘せしたのだろうなという感じで考えてるんですけど、でも、よく公契約の研究されてる方から言わせると、さっき角谷委員も言ってましたけど、9割切ると決定的にもうお役所の出してくる見積もり低すぎる、予算が低すぎるので業者が入ってこないから入札不調とか大体それが入ってくると8割切るとか。でなかったら、あとはもう建設関係で言うと、いわゆる重層下請がものすごい、だって中抜きが発生しすぎちゃって美味しくないからどこも来ないとかどっちかだよ。それでこの間の古川先生じゃないですけど、建物で言ったら9割切るような入札でできた建物はろくなものじゃないよと、どっちもそうだったのではないかと言っていましたけれど、そっちの方も心配で、そういう何らかの理由があるのだろうなと心配してまして。東京都もまだ表立ってはないですけど、最近公契約について検討している部署があるなんてこの間関係者が言ってましたけど。そんな感じで今そういう流れになってきているのか。もう我々も予算措置なり、しっかりやっていかなきゃいけないのかなというふうに不安にというか、心配してるんですけど。予算的な措置されているんですよ。

(契約管財課長) 当然、予算措置にあたりましては、社会経済情勢を踏まえた適正な予算計上をするという形で、私と財政課長と行政管理課長の連名で全庁に通知しておりますが、適正な見積もりにより予算計上されているというふうに考えています。

(八木委員) じゃあ、あと重層下請とかそっちの問題なんですかね。ただ、委託もちょっと低いなという感じ。委託も80%台かと思うと、ちょっとびっくりなんですけど。工事並みというのがびっくりなんですけど。

(契約管財課長) 指名競争入札で行って、入札価格によりこの金額になったものなので。

(六田会長) 何か他にございますか。

(角谷委員) 1事業所、労働者5人だと少ないのではないのでしょうかということ意見申し上げておりましたが、その集計作業とかの関係もあると思うのですけれども、そのQRコードからダウンロードできると書いてあるのですけれども、そのQRコードとかをホームページとかでそこにアクセスした労働者がそれから簡単に答えられるという形になっている感じでしょうか。今、ホームページからQRコードを私見つけられなくて。

(契約係長) 通知自体を郵送していますので、その中で当然QRコードが入っていますので、それを見て手紙で書くのは面倒だからQRコードで読み込んで、メールで送りたいというのであれば、それが使えるということ。

(角谷委員) 例えば事業所から指名で5人、指名された労働者以外は答えられないという状況ですか。それがホームページとかで、答えたいと思った人が、アクセスできるようにQRコードをそのホームページに設置してはいかがでしょうか？

(契約係長) 人数を限定するということで、結局誰でもできてしまうと同じ方が何度もという可能性もありますので、今回については数を限定させていただきました。

(角谷委員) 同じ方が何度もですか。

(八木委員) 統計学の話なのかもしれないですけど、例えば下限報酬額をきちんと守ってねっという話ですよ。となってくると、例えば、この社長、好きですか嫌いですか、賛成が多い、反対が多いという話と違うんですよ。社長絶対好きでなければいけないというアンケートと一緒に。下限報酬額を守るのだから。計数問題ではないと思うのですよ。そこは、集計も大変だし、この人何か文体が似てるから前の人ではないかという疑いがあったりしても、もらってませんという人が10人いて、足りてますという人が15人いたから足りてるんでしょという話ではなくて。もらってないという言う人が1人でもいると、ちょっと待てよという話だと思うので、その辺は角谷委員がおっしゃった通りだと私は思うのですけれど。集計が大丈夫かという意見も分かりますけれど。1件でもあってはまずいという話なので。

(契約管財課長) 今いただいたご意見を踏まえまして、どのような形でアンケートをするのかは、引き続き検討課題とさせていただきますと思います。

(角谷委員) その流れで、課の皆さんのお仕事量だということに懸念があると思うのですが、その実態把握から、きちんとより良い条例にして行くということの必要性から、世田谷とかでしたら、社労士会の皆さんのご協力とかを得て、その力を借りて、もっと合理的に実態把握、事業所の調査とかもそうですし、アンケートとかの結果集約とか分析とかも社労士会の皆さんがやってらっしゃるということもあると思うのですが。全部が全部、課の皆さんで完結しなければいけないということではなく、より良いこの条例と、実態をどうしていくかっていうところの関係からいえば、そういったことも可能でしょうか。

(石川副会長) 実は私も契約管財課の方も負担がすごく大きいので、できればその業務委託みたいにしていただけたらありがたいなとは考えていて、この間、区議団の先生方とちょっとお話する機会があったときに提案しようかどうか迷ったのですが、提案は時間も短かったので、できなかったのですが。もしそういうことで社労士会もモニタリングさせていただいている実績もありますので、もしそのようなことになれば、ぜひお手伝いさせていただきたいと思います。

(契約管財課長) ありがたいお言葉です。どのような形にするかというのは、また審議会の委員の皆様のご審議を踏まえまして、どのような形が一番いいのかというところ、検討していければと。

(六田会長) そうですね。本当にやはりアンケートというのは、公契約の中身をね。実行化、そして実体化、効率化というか、そしてやはり現場を知ること、どのようにそれが実際、この浸透して機能してるかという、そういうのをやはり浮き彫りにしてくるような、そういうアンケートの効果と言いましょか。それがやはり本当にこの公契約が制定された趣旨を充実させていくことになるかと思えます。やっぱりこの設問の設け方、そして今度、あんまりこう細部に細かくなっていくと今度答える方もまた大変なところがあるかと思えますが、しかしまたそこまで入らないとよく内部のことが分からないと言うこともあろうかと思えますので、非常にアンケートというのは大事な本当に機能、ファンクションを果たすものではあるとともに、設問の仕方、それに対する答え方と言いましょか。そこ本当にどうすれば、より良い実効、実質、浮き彫りに問題点なり、当事者としての論点を把握できるかという更に本当にそういう意味では、なかなか議論尽くしても尽きないところがあるかと思えますが、本日委員の各位からいろいろとご発言あったことを踏まえた上で宜しくお願ひしたいと思えます。西郷委員、何かありますでしょうか。

(西郷委員) 労働者のそのアンケートで今回から下限額受け取ってますかという項目が入ったという話で、これからそのアンケートがまとまるのだと思えますけれども、先ほど来、お話も出てますけど、受け取ってないというそういう実態がもしアンケートの中で浮き彫りになるということがもしあるのであれば、それも、先ほど来、話に出てます通り、事業者としての利益が確保できてないというような要因にもつながってくるかと思えますので、そのアンケートの内容については、非常に興味がありますし、先ほどの落札率の話もありますのできちんとした適正な利益も事業者として確保できるようにというところで、それがどういう取り組みができるかというところを、この中でお話ができればなというふうに思えます。以上です。

(六田会長) どうもありがとうございました。何かございますか。どうぞ。

(契約管財課長) 西郷委員のご意見、本当にありがとうございました。私も、このアンケートの中で本当に受け取っている報酬が労働報酬下限額以下という回答があれば、当然これ調査を行わなければいけませんので、それなりの覚悟を持ってこのアンケートを実施しております。今ご指摘もありました、やはり事業者の適正な利益という、これも大事だと思っておりますので、それを踏まえて、このアンケートを実施したいと考えております。

(六田会長) ありがとうございました。どうぞ。

(角谷委員) 質問です。今の課長のお話、このアンケートって事業者向けは会社名を書きますけれども、労働者は匿名ですよ。

(契約管財課長) 匿名です。

(角谷委員) 匿名ですよ。これをもって調査とかってことではないのですよね。



(契約管財課長) しません。

(角谷委員) 他の自治体、足立区もそうですけれど、概要を掴むということであって、それをもってしてその事業所に調査とかというものにはなっていないと思いますので、そこを確認させていただきたいと。

(契約管財課長) 改めて回答させていただきますけれども、そういう答えがいくつかありましたら、実態調査、先程からもお話出ましたけれども、それが必要なんだと言うふうに認識しているところでございます。この結果に基づいて、その事業所うんぬんとかではございません。

(六田会長) よろしいでしょうか。

(角谷委員) もう締められますか。

(六田会長) 何かありましたらどうぞ。

(角谷委員) 新宿区で公契約条例が動き出して、地域経済の活性化ですとか、公共サービスの質の確保・向上に寄与しています、というお話を少しだけ。建設労組なので、子どもたちに木工作を教えに行ったりとかということをやったりして、そこで学童クラブの皆さんと一緒に「夏休み子ども工作教室」の取り組みをやっています。この公契約条例の話で、そこでのスタッフの方々が、実際に自分たちの時給が上がりましたという話があります。地域経済の活性化もそうですし、質の向上ということにもつながっています。さらに公契約とは関係ない民間の区内のスーパーでもとても時給が安いスーパーがあって、そこがもう離職とかが凄くて、労働環境が良くなかったらしいのですよ。そこの皆さんがどうやってこの労働環境を良くしていくかという時に、この公契約の話を出して、この下限額が一気に1,200円超えたんですと話が出て、このスーパーの皆さんが賃上げに繋がったというような事例の報告を受けておりました。委託とか指定管理の方が影響が直結するのだろうなというふうに思っています。工事の方はやはり会社がいくつかこう間に挟まって難しいということと、その公契約現場だけに出入りするわけじゃないので、他日常的に公契約ではない現場も出入りする中で、本当に下限を上回っているかどうかということ自体、その制度を労働者、事業者の皆さんに正しく知ってもらった上でひと計算が必要なので、そこも含めてどのように理解を広めていくかということも、一緒にご検討いただけたらなと思っています。ありがとうございます。

(契約管財課長) 貴重なご意見、ありがとうございます。

(六田会長) よろしいでしょうか。なかなか議論が尽きないところがあるかと思いますが、ご提言いただいて、よりこう厚みのあるアンケートが今後できていきそうかなという期待を抱いたところでございますが、事務局におかれましてもよろしくそのあたりご検討のほどお願いしたいと思っています。

(契約管財課長) では事務局から1点。今回、9月8日で締め切っておりますので、第2回にはおおよその報告ができるものと思っています。それを踏まえまして、またご審議いただければと思います。

(六田会長) そうですね。そうするとやはりこうペーパーのレベルで目に見ながら、またご検討できれば、よりそこに皆さまの意見を盛り込むことができるようになるかと思えますね。審議会としても非常に実のある審議になろうかと思えますので、事務局も大変だと思えますが、よろしくお願ひしたいと思えます。決して急いで本日の審議を終わろうと思ってるわけじゃありませんけども。他に何かあられたらと思えますが。

(角谷委員) 今後のスケジュールのところ質問といひますか。日程、次10月という想定で。

(契約管財課長) よろしいでしょうか。その日程について。

(六田会長) どうしまししょう。一応、閉じた後で今後のことについて。

(契約管財課長) 日程も全部ご説明させていただきます。

(六田会長) よろしいでしょうかね。じゃあ一応、アンケートのことについても、本当にいろいろ角度からお話くださってありがとうございました。第1の議題、第2の議題、一応これで意見交換という形では、本日の審議はここで閉じさせていただきますということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、一応審議はこれで終わるといふことにいたします。あと、事務局の方で今後の日程とか、アンケート、その他の事前のうんぬんがあられるかどうか、そのところどうぞご提言、またお話お願ひいたします。

(契約管財課長) 委員の皆さん、本日は熱心にご審議いただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝申し上げるところでございます。次回は本日の審議内容も踏まえまして、新宿区長より令和6年度の労働報酬下限額につきまして、諮問させていただきます。引き続き令和6年度の下限額についてご議論いただきたいと考えているところでございます。加えまして、本日いただきました意見も踏まえまして、公契約条例アンケートの集計結果の中間報告をさせていただきますと考えております。日程につきましては、今後調整させていただきますが、10月の下旬を第2回としたいと考えてございます。第3回でございますが、特別区人事委員会の給与勧告の行(二)が昨年度ですと11月20日に出ておまして、それを踏まえて資料作りに入りますので、11月下旬から12月の中旬と少し長い期間で日程調整をさせていただきますというふうと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。それとですね、委員の皆様の任期が本年9月30日までとなっておりますので、今後引き続き委員をお引き受けいただけるかの意向調査を事務局より行わせていただく予定でございます。10月以降も引き続き委員をお引き受けいただける委員の皆様につきましては、何卒よろしくお願ひ申し上げます。本日はお忙しい中、また大変お暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。事務局からは以上でございます。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

(六田会長) 了解いたしました。議事を終結、そして報告がなされたといふこと、今後の日程についても今ちょっと提示がございました。委員各位におかれま

	して、本日まで出席いただき、こうしたご協力をしていただいて、1回目の審議会をこれで無事終了と言うことにさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。
その他	特になし